

## 神根運動場周辺整備支援業務委託仕様書

### 1 件名

神根運動場周辺整備支援業務委託

### 2 期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 3 業務の目的

令和3年3月に、「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」において、「神根運動場」及び「神根公園」が、屋内50m水泳場（以下、「県プール施設」という。）の整備最適地であると選定されたことから、埼玉県の整備計画に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館（以下、「市施設」という。）を含む神根運動場周辺を、一体的に整備することにより、多様な世代が集う健康に資する新たなスポーツ拠点とするため、令和4年3月に「神根運動場周辺整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。

本業務は、基本構想及び令和4年3月に埼玉県が公表した「埼玉県屋内50m水泳場整備事業 基本計画」を踏まえ、市施設及び屋外運動場等の必要機能、配置、構成、概略事業費等を検討し、広く市民に愛される総合運動公園として具現化するため「神根運動場周辺整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）の策定支援業務、都市計画決定の変更手続に係る支援業務及び最適な事業手法を検討するために必要な調査・分析・資料作成等の業務を委託するもの。

### 4 業務内容

#### (1) 共通事項

ア 各業務に係る、専門的・技術的支援

イ 各種会議等の資料作成、出席及び会議録の作成

主な会議は、庁内検討委員会及び関係課会議（概ね6回程度）、埼玉県との会議（概ね20回程度）を想定しており、その他業務の必要に応じて適宜開催する会議等における支援

ウ 調査等に必要経費等は本業務委託に含む

#### (2) 基本計画策定業務

以下の検討結果等を基本計画として取りまとめる。

ア 前提条件の整理・分析に関すること

これまで実施した調査等の内容、課題と検討の方向性等の把握を行うとともに、関係する各種上位計画や関連法的規制、市内における運動施設等の現況や利用状況等を基本計画策定のための前提条件として整理・分析する。

イ 整備コンセプトの整理

スポーツ・運動場及び公園整備を基軸とした広域かつ多様な視点を踏まえ、基本構想コンセプトの「ひと まち 自然をつなぐ スポーツと緑の健康拠点」として、さらに災害時における防災機能を有するなど、県プール施設及び市施設を含む公園全体を最大限かつ効率的に活用するため、その整備コンセプトを整理する。

ウ 整備方針の検討

整備に係る前提条件や整備コンセプト、その他公園として求められる機能や国庫補助対象要件等を踏まえ、各施設を含む公園の整備方針を検討する。

- エ 各施設の機能・規模の検討  
整備コンセプトや整備方針等を踏まえ、市施設や駐車場、屋外運動施設、公園施設等の機能及び規模を検討する。  
県プール施設と市施設の整備における接続方法について、合築部分及び敷地連携等を多角的に検討する。
  - オ 配置計画の検討  
県の配置計画及び基本構想の内容を踏まえ、利用者の安全性かつ利便性のある動線等を検討するとともに、総合運動公園内における深度化したゾーニング計画を検討する。  
さらに、各施設や園路、植栽及び防災機能等の配置を検討し、施設配置計画を立案する。  
(平面計画図・イメージパース図等を川口市と協議の上作成)
  - カ 事業スケジュールの検討  
県プール施設の整備計画に合わせ、整備に必要な具体的な事業スケジュールを検討する。
  - キ 公園整備の実現に向けた検討  
市施設を含めた整備予定施設の管理・運営計画を検討する。  
県プール施設と市施設の施工における影響を整理し、搬入路や動線等を検討する。  
整備に向けての課題を整理し、その対策等を検討する。
  - ク パブリックコメントの手続きを実施するために必要な支援  
基本計画策定前にパブリックコメントの実施を予定しているため、その資料作成等、実施に必要な支援を行う。
  - ケ 概算事業費の算出  
各検討を踏まえ、市施設を含む公園全体の整備に必要な概算事業費を算出する。  
適用可能な補助金・交付金の整理等、財源の検討も併せて行う。
  - コ 事業概要の住民説明会における資料作成等の支援
  - サ その他必要な事項
- (3) 都市計画決定の変更手続きに係る支援業務  
都市計画決定の変更に必要な業務を実施するための支援を行う(別紙「参考図面」参照)。
- ア 住民説明会
  - イ 埼玉県との協議
  - ウ 関係機関との協議
  - エ 都市計画図書・計画図の作成
  - オ その他必要な資料作成等
- (4) 事業手法の検討業務  
基本構想や本業務における調査内容等を踏まえ、事業手法決定のため以下の業務を検討する。
- ア 施設等の供用部分に関すること  
県プール施設と市施設の利便性向上を図るため、建築方法を踏まえた、施設整備に係る事業の役割分担等の整理・分析をする。  
その他駐車場等の共用部分に関して、役割分担等の整理・分析をする。
  - イ 県との相互利用協定に関すること  
前項アを踏まえ、埼玉県との施設その他駐車場等の効果的かつ効率的な相互利用を図るため、県と市で締結する協定書の作成を支援する。

ウ 事業の評価及び事業手法の決定支援

事業手法の決定のため、様々な手法の事業費の算定とともに、事業全体を総合的に評価し、整理・分析する。

エ その他必要な事項

5 業務の実施体制

(1) 業務全体を総括するため責任者を置くこと

(2) 総括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、川口市へ提出すること。

(3) 受注者は、契約締結後7日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除く）以内に業務実施計画書を作成し、川口市に提出しなくてはならない。

(4) 総括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に川口市へ口頭もしくは、書面で報告すること。

(5) 業務が完了次第、業務完了報告書を提出すること。

6 成果物等の提出

成果物等については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、川口市の指示によるものとする。

(1) 中間報告

令和4年12月を目途に、基本計画の概要版（A4カラー10ページ程度ホチキス止め100部）

(2) 成果物

ア 基本計画の概要版及び本編（A4カラー製本各150部）

イ 平面計画図、イメージパース図（各3部）

ウ 都市計画決定図書及び参考図書

エ 上記に係る電子データ等一式（電子データはCD-ROM又はDVD-ROM等についても提出）

(3) 納入場所

川口市青木2-1-1 川口市役所 第一本庁舎6階 市長室政策審議室

(4) 納入期限

中間報告及び成果物は、川口市と協議の上で、それぞれ定められた時期までに遅滞なく提出すること。

7 著作権

本件に関する一切の著作権・著作権については、市に帰属するものとする。また、市は委託期間終了後も受注者の許可を得ることなく、成果物の加工及び二次利用ができることとする。受注者は第三者が権利を有する情報や画像を使用する場合、事前に市と協議すること。

8 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は大部分あるいはその一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務再委託承認願を市に提出し、業務再委託承認通知書による承認を得た場合は、この限りではない。

9 損害賠償

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が市の責めに帰すべき理由により生じた場合は、市が負担するものと

し、その額については、市と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

#### 10 守秘義務及び個人情報の保護

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受注者が本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、川口市個人情報保護条例を遵守し、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止、その他個人情報の保護に努めること。

#### 11 特記事項

- (1) 業務の履行にあたっては、受注者が提案した内容を原則とするが、市と受注者で協議のうえ、予算の範囲内で実施するものとする。
- (2) 不明な点、仕様書にない事項については、市と受託者で協議のうえ、実施するもの。
- (3) 関係法令を遵守し、市が意図する業務条件を満足させ、当該業務の目的を果たすよう実施すること。

#### 12 その他

県プール施設の整備計画を考慮して、業務を進める必要があることから、埼玉県等との協議を踏まえ、県プール施設を含む整備地全体を俯瞰した業務を実施すること。

また、埼玉県等との協議にあたっては、新たな提案や整備上の課題があった場合など、必要に応じて川口市を支援すること。

